

地域医療介護総合確保基金を活用した補助制度

～病床の機能分化・連携を推進するための医療機関の取組を支援～

1 回復期病床への転換支援

急性期病床等から回復期病床へ転換等を行うための施設・設備整備に要する経費への補助

(例) 廊下幅や居室の拡張、浴室・トイレの改修、リハ室整備、リハビリ機器等整備



区分	補助対象経費	基準額	補助率
施設整備	新築、増改築、及び改修に要する工事費又は工事請負費	1床当たり 3,200千円	1/2
設備整備	備品購入費	1施設当たり 6,000千円	1/2

【補助対象】 病院

【主な補助要件】

- 回復期リハ病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料等の届出（届出できない場合は理由を確認の上、適否を判断）すること
- 病床機能報告で、「回復期病床」として報告すること
- 回復期機能及び在宅医療機能の取組を推進すること

(令和4年度予定) 回復期病床への転換支援

「病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（回復期病床転換分）」

(単位：円)

年度	構想区域	医療機関名	病床転換数	施設整備内容	設備整備内容	交付（予定）額
R4					予定なし	

地域医療介護総合確保基金を活用した補助制度

～病床の機能分化・連携を推進するための医療機関の取組を支援～

2 病床数見直し等への支援

(1) 建物の改修整備

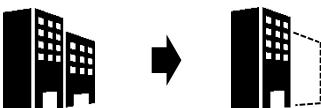
病床削減に伴い、**病室等を他の用途へ変更**するため必要な改修費用への補助

(例) 病棟・病室等を職員休憩室や会議室等に改修



(2) 建物や医療機器の処分に係る損失

病床削減に伴い、**建物や医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失**（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る。）に対する補助



(3) 人件費

病床削減又は機能転換に伴い、退職する職員の**早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額**に対する補助



区分	補助対象経費	基準額	補助率
建物の改修整備	病室等を改修し、他の用途に変更するのに要する工事費又は工事請負費	削減する病床1床当たり 300千円	1/2

【補助対象】 病院、有床診療所

【主な補助要件】

- 病院にあっては10床以上、診療所にあっては4床以上の病床を削減する場合を対象とする。

区分	補助対象経費	基準額	補助率
建物や医療機器の処分に係る損失	建物や医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失で財務諸表上の特別損失	削減する1床当たり 2,000千円	1/2

【補助対象】 病院、有床診療所

【主な補助要件】

- 病院にあっては10床以上、診療所にあっては4床以上の病床を削減する場合を対象とする。

区分	補助対象経費	基準額	補助率
人件費	早期退職制度の活用により上積みされた退職金割増相当額	退職する職員1人当たり 6,000千円	1/2

【補助対象】 病院、有床診療所

【主な補助要件】

- 病院にあっては10床以上、診療所にあっては4床以上の病床を削減する場合を対象とする。

(令和4年度予定) 病床数見直し等への支援

「病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（用途変更等分）」

(単位：円)

年度	構想区域	医療機関名	病床数見直し	整備内容	交付（予定）額
R4	津軽	副島胃腸科内科	19床（慢性期4床、休棟15床） ⇒2床（慢性期2床）	病室を改修し、会議室、処置室、カルテ庫を整備する	2,035,000
R4	青森	青森厚生病院	282床（急性期111床、回復期58床、慢性期55床、休棟58床） ⇒199床（急性期86床、回復期58床、慢性期55床）	急性期病症及び休止病床を改修し、リハビリ室等を整備する	12,400,000

地域医療介護総合確保基金を活用した補助制度

～病床の機能分化・連携を推進するための医療機関の取組を支援～

3 病院改築への支援

地域医療構想に基づく取組方針に合致する
町立大鰐病院の改築整備（1年目）に要する
経費への補助

区分	補助対象経費	基準額	補助率
改築	改築整備に要する工事費又は工事請負費	病床数 × (25m ² +25m ²) × 224,000円 ※病床を20%以上削減する場合の例	1/2



【主な補助要件】

- 病床規模、医療機能の見直し
- 地域の在宅医療需要への対応
- 他の医療機関等との連携

(令和4年度予定) 病院改築への支援

「病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（改築分）」

(単位：円)

年度	構想区域	医療機関名	病床転換数	交付（予定）額	備考
R4	津軽	町立大鰐病院	町立大鰐病院→大鰐町立診療所 一般病床30床→19床 (回復期30床→19床)	62,914,000 (現計予算額)	2か年整備 (令和3年度、 令和4年度)

地域医療介護総合確保基金を活用した補助制度

～病床の機能分化・連携を推進するための医療機関の取組を支援～

4 病床数の見直への支援

高度急性期、急性期及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）の病床を削減した病院等に対する補助



区分	補助対象	基準額	補助率
病床規模の適正化	対象3区分の稼働病床における削減病床数	1,710千円(削減する病床1床あたりの平均支給額※) × 削減病床数	定額

※対象3区分の病床稼働率に応じ、削減する病床1床当たり下表の額を支給します。

病床稼働率	削減した場合の1床当たりの単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
50%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

【補助対象】 病院、有床診療所

【主な補助要件】

- 地域医療構想の実現に向けた必要な取組であること。
- 対象3区分の稼働病床規模の見直し(H30病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数から10%以上削減すること。)

(令和4年度予定) 病床数見直しへの支援

「病床数適正化推進事業費補助金」

(単位：円)

年度	構想区域	医療機関名	病床数見直し	交付（予定）額	備考
R4	津軽	副島胃腸科内科	19床（慢性期4床、休棟15床） ⇒2床（慢性期2床）	2,280,000	
R4	青森	青森厚生病院	282床（急性期111床、回復期58床、慢性期55床、休棟58床） ⇒199床（急性期86床、回復期58床、慢性期55床）	51,300,000	
R4	青森	佐藤クリニック内科循環器科	18床（慢性期18床） ⇒0床	41,040,000	R2,R3で36床→18床に減少済
計				94,620,000	0

地域医療介護総合確保基金を活用した補助制度

～在宅医療への取組を支援～

1 在宅医療で使用する医療機器・車両購入への支援

医療機関が行う訪問（歯科）診療及び訪問診療の後方支援並びに訪問看護ステーションが行う訪問看護の実施に要する設備整備に要する経費への補助

【補助対象】

- ・診療所
- ・病院
- ・訪問看護ステーション
- ・歯科診療所

【主な整備例】

- ・訪問用車両
- ・超音波診断装置
- ・訪問歯科診療ユニット
- ・移動式レントゲン

補助対象経費	基準額	補助率
訪問診療等の実施に必要な医療機器及び車両の購入費	1施設当たり 5,000千円 ただし、車両については 3,000千円を上限とする。	1/2

【主な補助要件】

- 訪問（歯科）診療の対象患者数が、現状を一定数上回る計画を策定していること
- 後方支援を行う病院においては、知事が適当と認める後方支援の計画を策定していること
- 在宅療養支援（歯科）診療所の届出予定があること



2 医療クラーク導入支援

在宅医療に取り組む診療所の医師事務作業補助者（医療クラーク）の配置に要する経費への補助

【補助対象】診療所



補助対象経費	基準額	補助率
医師事務作業補助者（医療クラーク）の人件費	1施設当たり 2,000千円	1/2

【主な補助要件】

- 訪問診療の対象患者数が、現状を一定数上回る計画を策定していること

【問い合わせ先】

青森県健康福祉部医療薬務課（地域医療確保グループ）

電話：017-734-9287（直通）

Mail：iryo@pref.aomori.lg.jp